一 宮 監 公 表 第 4 号 令和 5 年 1 1 月 2 1 日

- 一宮市監査委員 長谷川 伸 二
- 一宮市監査委員 丹 羽 達
- 一宮市監査委員 花 谷 昌 章
- 一宮市監査委員 服 部 修 寛

補助金交付団体に対する監査結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、補助金交付団体に対する監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

# 補助金交付団体に対する監査結果報告

地方自治法第 199 条第 7 項による財政援助団体等に対する監査として、補助金 交付団体に対する監査を一宮市監査委員監査基準に準拠して実施した。その概要 及び結果は次のとおりである。

#### 第1 監査の概要

- 1 監査の対象
- (1) 対象補助金
  - 一宮市学校給食会運営補助金(令和4年度交付額38,392,825円)
- (2)補助金交付団体
  - 一般財団法人一宮市学校給食会
- (3) 所管課

教育部学校給食課

- (4) 対象範囲
  - ア 補助金交付団体の令和 4 年度事務執行状況のうち、市が交付している補助金に係る出納その他の事務の執行状況
  - イ 前記団体に対する所管課の補助金交付事務

#### 2 監査の主な着眼点

- (1) 所管課関係
  - ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。
  - イ 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
  - ウ 財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に 合わせて見直されているか。
  - エ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
  - オ補助金に関する条件の内容は明確か。
  - カ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
  - キ 補助金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及 び効果等について、実績報告書等により確認されているか。また、補助金 交付団体からさらに補助金を受ける団体等についても同様の確認がなされ ているか。
  - ク 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。

- ケ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- コ 補助金の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直 しをする必要のあるものはないか。
- サ 補助金の必要性を見直す仕組みがあるか。

# (2) 団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付 申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われている か。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の 整備及び保存は適切か。
- オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 補助金の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ク 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- ケ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

### 3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査の対象となった補助金交付団体及び所管課に提出を求めた所 定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

# (1) 書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

#### (2)説明の聴取

補助金交付団体、その事務を所管する部長等関係職員から説明を聴取した。

### (3) 実地調査

必要な事項について実査等を行った。

### 4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査事務局による	監査事務局	令和5年8月14日
事前調査		~同年 11 月 8 日
監査事務局による	一宮市南部学校給食	令和5年8月29日
実地調査	共同調理場会議室	
監査委員による	一宮市南部学校給食	令和5年11月15日
本監査	共同調理場会議室	

### 第2 監査の結果

以上のとおり監査した結果、所管課の補助金交付事務について、一部で是正 又は改善が必要である事項(指摘事項(措置を要する事項))が認められたので、 速やかに再発防止に向けた取組の検討及び実施を求める。

また、補助金交付団体の当該補助金に係る出納その他の事務の執行について、 一部で留意し改善する必要がある事項(留意事項)が認められたので、今後の 適正な事務事業の執行に万全を期されたい。

なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

### [指摘事項(措置を要する事項)]

- 学校給食課(所管課)
  - (1)補助金の適正な執行について

補助金は、地方自治法第 232 条の 2 で、公益上必要がある場合に交付することができると規定されており、一宮市補助金等交付規則や補助金交付要綱にのっとり、公正かつ有効に活用されることが求められている。そのため、補助金の交付にあたっては、補助金交付要綱等に基づき補助の目的に沿って公正かつ有効に活用されているか厳正に審査し、指導する体制を整える必要があるが、一宮市学校給食会運営補助金の交付事務について、以下のような事項が検出された。

一般財団法人一宮市学校給食会(以下「学校給食会」という。)については、 市の所管課の一部の職員が団体の職員を兼務しており、補助金の交付決定や 交付確定に係る事務も行っていることから、補助金交付団体に対し、けん制 が機能しにくい状態であると考えられる。

適正な補助金交付事務の執行を確保するため、対策を講じられたい。

ア 一宮市学校給食会運営補助金の対象経費については、一般財団法人一宮 市学校給食会運営補助金交付要綱(以下「運営補助金交付要綱」という。) で、学校給食会が行う事業全般と規定されているのみで、具体的にどのよ うな経費が該当するか明確になっていない。また、学校給食会には、当該 補助金以外に給食費収入、その他の市補助金等の収入があるが、これらの 収入の取扱いが運営補助金交付要綱で示されておらず、その相当額を対象 経費から控除すべきかどうかが不明確な状態となっている。

所管課の説明によると、補助対象経費については、給食に係る原材料費を除く人件費、事務費、固定資産購入費等の全てとし、給食費収入、当該運営補助金以外の市補助金等の収入については、その相当額を対象経費から控除する運用としているとのことであった。

交付額の妥当性や使途の適正性及び透明性が確保できるよう、補助対象 経費の範囲や補助金の算定方法の取扱いについて、運営補助金交付要綱に 明文化し、具体的に規定されたい。

イ 運営補助金交付要綱において、補助金で取得した備品等の財産処分の制限に係る規定が設けられていなかった。補助金は、公益上必要がある場合に交付できるものであり、その財源は市民の税金である。補助金により取得する備品等の財産については、その効果が長期にわたるものであり、一宮市補助金等交付規則第17条で、財産処分の制限が規定されており、補助金交付団体はこの制限について十分認識する必要がある。

学校給食会が補助金で取得した財産の目的外使用や不適切な処分を防ぎ、補助の目的に沿った補助金の使用を担保するため、運営補助金交付要綱で財産処分の制限に係る規定を設けられたい。

ウ 補助金交付決定及び確定時の決裁に、補助対象経費の具体的内容について審査を行った記録がなく、審査が適切に行われたのか確認することができなかった。

所管課の説明によると、審査にあたり、実績報告書と学校給食会が作成している総勘定元帳との照合は行っているとのことであるが、後述の学校給食会への検出事項のとおり、補助事業の実施にあたり備えるべき帳簿等の整備において不十分な箇所があり、学校給食会の経理の実態が把握できておらず、適切な指導監督がなされていない状態であった。

補助対象や交付額の妥当性について審査が適正に行われているとは言い難い状態であるので、実績確認の精度を高めるとともに、審査の結果については書面による記録を残し、補助金交付の適正性と透明性を確保できる

よう、適切な事務処理を行われたい。

### 「留意事項]

- 一般財団法人一宮市学校給食会
  - (1) 出納関係帳票等の整備について

当該補助金に係る総勘定元帳、収入命令兼仕訳伝票、支出命令兼仕訳伝票 等の出納関係書類を調査したところ、以下のとおり出納関係帳票等の整備、 記帳及び保存が適切に行われていないものが検出された。

補助金交付団体においては、運営補助金交付要綱等に基づき補助の目的に沿って適正かつ効率的、効果的に事業を行うとともに、その収支状況を明確にし、適正な収支実績を市に報告する必要がある。

補助金の交付額の算定に係る証憑書類である出納関係帳票等については、 適正な処理が行われるよう事務の改善を行われたい。

ア 学校給食会の収入及び支出については、一般財団法人一宮市学校給食会会計規則で、理事長が命令して行うと規定されており、収入命令兼仕訳伝票、支出命令兼仕訳伝票を作成し、決裁している。令和5年3月分の給食費収入に係る収入命令兼仕訳伝票について、決裁後に金額の誤りが判明し、会計システム上、金額の修正を行ったものの、決裁が採られていなかった。

また、各小中学校から振り込まれる給食費収入に係る振込手数料は、学校給食会の負担としているが、その費用計上にあたり、総勘定元帳と支出命令兼仕訳伝票の金額がすべての月で一致していなかった。

- イ 収入命令兼仕訳伝票3件、支出命令兼仕訳伝票4件が見あたらず、調査 したところ、このうち2件が紛失、5件が綴り間違いであることが判明し た。
- ウ 費用の支払いについては、インターネットバンキングを利用し行っているが、振込及び口座振替データの作成処理と承認処理が、同一の者により 行われており、上席者の承認を得ることなく送金手続が行われていた。

以上